

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
宮崎県
- 2 構造改革特別区域の名称
神話・伝説のふるさとツーリズム特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
三股町及び高千穂町の全域
- 4 構造改革特別区域の特性
 - (1) 本県観光振興の特性
 - 本県は、畜産、施設園芸作物等を中心とした農林水産業が基幹産業である。また、豊かな自然、温暖な気候などを活かした観光の振興や交流の拡大を県の施策の柱のひとつとして位置付けている。
 - 観光の振興は、その経済効果が農林水産業をはじめ、運輸業、サービス業等に幅広く及ぶことから、本県の経済活性化にとって大変重要なものであるが、近年、県外からの観光客数や観光消費額が減少傾向にあるなど、長引く景気の低迷や国内外の競争の激化により厳しい状況にある。
 - このため、平成23年3月に策定した宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン（長期ビジョン）」に基づき、豊かな自然環境や、本県固有の資源である「神話」・「歴史」・「伝統芸能」等を活かして本県ならではの観光ブランドを確立するとともに、常に新しい魅力の発信等に取り組む「活発な観光・交流による活力ある社会」づくりを推進している。
 - (2) 計画作成の背景
 - 今日、従来のスピードや効率性を優先する方向から、ゆとりや潤いといたった心の豊かさを重視する、いわゆるスローライフの方向に価値観が変化している。豊かな自然環境や農林水産資源、人情味あふれる県民性等、本県はスローライフの概念と一致する特性を多く有している。
 - スローライフの柱の一つであるスロートーリズムについては、今後ともさらに関心が高まると考えている。

- ・ 具体的には、人々の旅行ニーズの多様化に伴う小グループでの旅行の増加や体験を目的とした旅行人気の高まりなど、観光に対するニーズが大きく変化している。
 - ・ 高齢社会の到来やライフスタイルの多様化により、人々の生活に「潤い」や「癒し」を与えることのできる観光地が今後ますます求められてくる。
- 一方、本県には、豊かな自然環境のほか、国内最大規模を誇る「西都原古墳群」をはじめとする数々の史跡や「古事記」・「日本書紀」に記された国生み神話から天孫降臨そして神武天皇生誕・東征に至る日向神話、神楽に代表される伝統芸能などの歴史資源が数多く残されている。
 - また、本県では、日南海岸国定公園内を中心として昭和43年から実施した「みやざきフラワーフェスタ」を始めとして、各地域で豊かな自然や環境を活かした様々なイベントを開催し、地域の魅力アップに努めてきた。
 - さらに、県内には、温暖な気候に恵まれ四季折々の花が咲き誇り、地域の人々が守り育ててきた花の名所が随所にあることから、年間を通じて県内の花の名所とともに、周辺地域の旬な情報を発信し、花の宮崎を巡る「花旅みやざき」を推進している。
 - このような背景を踏まえた上で、「神話のふるさと」ブランドを定着させ、交流人口の拡大を図ることを目的として、グリーンツーリズムや神話・伝説を資源とした宮崎型の新しい観光モデルを構築するために、本特区計画を策定するものである。

(3) 県の取組み

- 県の取組みとして、「ひむか歴史ロマン街道形成構想」策定し、新しい視点からの地域づくりを推進してきたが、そのモデルルートである「ひむか神話街道」が新たな広域観光ルートとして形成されている。

※「ひむか神話街道」

西都原古墳群に代表される史跡や天孫降臨神話、平家落人伝説、海幸彦・山幸彦伝説などにまつわる伝承地など、本県特有の歴史資源をつなぐ、北の高千穂（高千穂町）と南の高千穂（高原町）

を結ぶ県内を縦貫する道（ルート） ～ 添付資料参照

- また、県では、地域資源を活用した個性と魅力あふれる広域生活圏の形成を目的として、地域連携プロジェクト事業を推進し、県西部の西諸県地域で「体験型ウォーキング推進事業」を、県南部の南那珂地域で「エコミュージアム南那珂形成推進事業」を展開した。

※「体験型ウォーキング推進事業」

本県西部の西諸県圏域において、地域の資源に目を留め、地域に滞在させる手段としてのウォーキングの役割に着目し、体験型ウォーキングを切り口とした広域的な地域づくりを推進した。

※「エコミュージアム南那珂形成推進事業」

本県南部の南那珂圏域において、近年のツーリズム志向の高まり等を踏まえ、自然、歴史、文化等の恵まれた圏域資源を活用した「エコミュージアム南那珂（南那珂まるごと博物館）」の形成を目指した。

- さらに、平成24年は古事記編さん1300年、また、平成32年は日本書紀編さん1300年という大きな歴史的節目に当たり、本県では、今後、平成32年までの期間に、各種イベントやシンポジウム等を通じて、昔から受け継がれてきた伝承や伝説、伝統芸能等の地域の文化資源や観光資源等に光を当て、県内外に強力に情報発信していく。

- このほか、緑豊かな農村や漁村に足を運び、地域独特の生活や文化を体験する滞在型観光が注目されていることから、本県では「ゆっ旅宮崎」のネーミングのもと、地域ならではの自然や歴史、食材などを活用しながら、ゆったりとした時間を過ごしてもらおう観光地づくりに取り組んでおり、県内各地で、地域の魅力あふれる体験メニューを実施している。

- また、人口減少や少子高齢化の進展など各地域を取り巻く現状や将来推計等を踏まえ、持続可能な地域づくりを進めるため、「宮崎県における市町村間連携の在り方に関する検討会」において作成した報告書を基に「宮崎県市町村間連携促進方針」を策定するとともに、地域ごとの「市町村間連携推進協議会」等において「市町村間連携推進計画」を策定し、それらの方針や計画に沿った新たな市町村間連携の取組に対して交付金を交付する市町村間連携支援交付金交付事業を実施している。

(4) 市町村の取組み

○ 各市町村において、それぞれが有する自然、歴史資源、環境等を活かしたグリーンツーリズム等による地域活性化に取り組んでいる。

- ・ 農作業体験ツアー
- ・ ワーキングホリデー
- ・ 体験型ウォーキング
- ・ 伝説・歴史探訪ツアー
- ・ 神楽体験ツアー
- ・ 林業体験ツアー
- ・ 環境を学ぶエコツアー
- ・ 環境保全型農業を中心とした消費者との交流 など

○ また、特区区域内の三股町では、都市住民への農業体験などの提供メニューの中にそば打ち体験と併せて地域で生産した米類を原料とした濁酒を旅行者へ提供し、より一層のグリーンツーリズムを推進し、地域の活性化を図ろうとしている。

○ 高千穂町では、神話などの地域文化や自然の神秘を旅行資源として掘り起こし、農作業体験や農家民泊、農家レストランなど旅に不可欠なサービスに併せて地域で生産した米類を原料とした濁酒及び特産果実を原料としたリキュールを旅行者へ提供し、より一層のグリーンツーリズムを推進し、地域活性化を図ろうとしている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、本県の「豊かな自然環境資源」、「数々の史跡や記紀に記された日向神話の舞台であるという脈々と受け継がれてきた文化的・知的資源」、そして「農山村地域と都市との交流」を三つの柱とした宮崎型の新たなツーリズムモデルを全国に示す。

※ 現在、ワーキングホリデーや農家民宿などを取り入れた農山村地域と都市との交流の取組みは、その動きを県内各地に広げつつある。

農家民宿開設に様々な規制がある中、本計画において用いる規制の特例は小さなものであるが、地域の人々が農家民宿やイベントの開催の他にも地域の生産物を生かした食事、酒等でもてなすことが観光客誘客の

有効な手段であるとの認識をもち、かつ、特区として象徴的・先進的に地域が一体となって取り組むことにより、本県の豊かな自然環境や本県独自の神話・伝説などの歴史資源等の地域特性を活かした、地域・民間主導の地域振興への展開が期待できる。

このような、地域・民間の動きに「ひむか神話街道」の開通も契機として県の施策等を実施することにより、歴史資源を広域的に活用した個性と魅力溢れる地域づくりを推進し、交流人口を拡大させることにより、文化的・知的資源の加わった付加価値の高い新たな観光産業の振興及び農山村の活性化を図るものである。

また、農山村の活性化は全国的な課題であるが、農家民宿の規制の緩和については、大規模な投資を伴うものではなく、本県の取組みの成功は全国モデルとなり得、また、農山村地域を有する他の自治体においても取り組むことは可能であり、農山村の構造改革に資するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

自然環境や神話、神楽等の文化的・知的資源が豊富であるという地域特性を十分活かしつつ、グリーンツーリズムなどの推進による都市と農山村地域との交流を促進することにより、宮崎型の新たな観光モデルを構築する。

なお、農山村において、グリーンツーリズム等を推進することにより、観光客等の農山村への滞留時間が長くなり、より地域住民との交流が深まることで、地域が活性化し、また経済的にも地域農産物の消費・販路拡大、宿泊料収入等農家所得が増加するなど、農山村地域の経済の活性化につながる。地域理解が深まれば、リピーターの定着・増加など、その後の展開も期待できる。

※ 農家民宿開業に関して規制の緩和を図り、できるだけ負担を軽減することが、農家の事業着手への意欲を喚起させ、農家民宿事業を核とした新たな地域づくりを進める契機となる。

併せて、本県は15年度から「ひむか神話街道環境整備事業」、「ぐるっと霧島体験型ウォーキング推進事業」、「エコミュージアム南那珂形成事業」などを実施したが、さらに、記紀編さん1300年を記念した神話にまつわる事業や、「ゆっ旅」など豊かな自然環境や農村環境を活かした事業を

実施することにより、個性と魅力溢れる地域づくりを推進し、また、本県の魅力度を向上させている。

国立・国定公園における自然環境を活かした催し、ウォーキング、サイクリング等のイベント等の実施や本県独自の文化的・知的資源を活かした新たな地域づくりを進めることで、観光客等の受入環境の充実や誘客資源が拡大する。このことが交流人口の拡大につながり、ひいては地域経済の活性化につながる。

特に、グリーンツーリズムを推進する三股町においては濁酒を提供、販売、また、高千穂町においては濁酒及びリキュールを提供、販売するなど魅力ある提供メニューを追加し、都市住民と農山村に暮らす人々との交流を図ることとしている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

【経済的社会的効果の目標指数】

	現状	目標
県外観光客数	578万人 (H23)	620万人 (H26)
県外観光消費額	904億円 (H23)	1,190億円 (H26)
農家民宿事業者数	124件 (H24)	130件 (H27)
自家製濁酒の製造を行う 特定農業者数	3件 (H25.9現在)	4件 (H27)
特定酒類製造を行う事業者数	—	1件 (H27)

8 特定事業の名称

- ・ 特定農業者による特定酒類の製造事業
- ・ 特産酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区のうち三股町及び高千穂町において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他醸造酒）（以下「濁酒」という。))を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

三股町及び高千穂町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の認定計画農業者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

特区のうち、三股町及び高千穂町において農山村滞在型余暇活動（グリーンツーリズム）のために、農家民宿や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せて営んでいる農業者が三股町及び高千穂町内の自己の酒類製造場で自ら生産した米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制措置により構造改革特別区域内において、特定農業者が自ら生産した米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に係

る最低製造数量基準が適用されず、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

本特区のうち、三股町及び高千穂町において農家民宿や農園レストランなどを営む特定農業者が自ら生産した米を主原料とした濁酒の製造を可能とすることにより、「神話で結ぶツーリズム」が、広域的に展開し、地域活性化を促進することが可能になる。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合でも、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳事務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となる。

県は、無免許製造を防止するため、制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。

別紙

1 特定事業の名称

709(710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（いちご、マンゴー、バナナ、日向夏、きんかん、ゆず、不知火、ぶんたん、くり、うめ、トマト、しょうが、ブルーベリー、かぼちゃ、スイートコーン、かんしょ、温州みかん、ぽんかん、ぶどう、へべす、ライチ、かき、もも、メロン及びこれらに準じるものとして財務省令で定めるもの。以下「特産物」という。）を原料としたリキュールを、高千穂町において製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

高千穂町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

特区のうち、上記2に記載の者が地域の特産物を原料としてリキュールを製造し、提供・販売する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制措置により構造改革特別区域内において、本県が指定する特産物を原料とするリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（年間6キロリットル）が、1キロリットルに引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、「神話で結ぶツーリズム」が、広域的に展開し、地域活性化を促進することが可能になる。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合でも、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳事務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となる。

県は、無免許製造を防止するため、制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。